

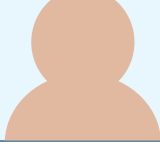
税の決まり方

国民健康保険税 = 所得割額 + 資産割額 + 均等割額 + 平等割額  
 年齢によって課税される種類が変わります。(単身世帯の例)

なるほど～

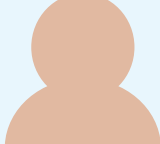


40歳未満の人



介護保険の被保険者ではありませんので介護納付分の負担はなく、医療分と後期高齢者支援分だけ課税されます。  
 医療分=所得割(7.80%) + 資産割(20.70%) + 17,600円 + 19,800円  
 後期高齢者支援分=所得割(2.30%) + 資産割(5.30%) + 5,000円 + 5,500円

40歳以上  
64歳以下の人



介護保険の2号被保険者となり、医療分と後期高齢者支援分と介護納付分が課税されます。  
 医療分=所得割(7.80%) + 資産割(20.70%) + 17,600円 + 19,800円  
 後期高齢者支援分=所得割(2.30%) + 資産割(5.30%) + 5,000円 + 5,500円  
 介護納付分=所得割(1.30%) + 資産割(5.00%) + 6,000円 + 3,500円

65歳以上  
74歳以下の人



介護保険の1号被保険者となりますので、介護保険料は別に納めます。  
 医療分=所得割(7.80%) + 資産割(20.70%) + 17,600円 + 19,800円  
 後期高齢者支援分=所得割(2.30%) + 資産割(5.30%) + 5,000円 + 5,500円  
 介護保険料(国民健康保険税とは別に納める。)

【用語の解説】

- 医療分** 国民健康保険制度の運営費用(保険給付額等)に充てるため、国保加入者(0歳～74歳)が負担するものです。
- 後期高齢者支援分** 後期高齢者医療制度の運営に充てるため、各医療保険(国民健康保険や協会けんぽ等)がそれぞれの加入者数(0歳～74歳)に応じて負担するもので、医療保険者が徴収し、社会保険診療報酬支払基金を通して後期高齢者医療広域連合に交付されます。
- 介護納付分** 介護保険制度の運営に充てるため、各医療保険(国民健康保険や協会けんぽ等)がそれぞれの加入者数(40歳～64歳)に応じて負担するもので、医療保険者が徴収し、社会保険診療報酬支払基金を通して各介護保険の保険者に交付されます。
- 所得割** 世帯の国保資格のある人の所得に応じて賦課されます。  
 総所得金額等 - 33万円 × 所得割率  
 ※市民税の所得が原則であるが、農業所得の肉用牛等免税所得は免税前の所得になる。
- 資産割** 世帯の国保資格のある人の固定資産税額に応じて賦課されます。  
 固定資産税額 × 資産割率  
 ※固定資産税額は、個人に賦課されているもの及び共有名義の持分の税額も含まれます。
- 均等割** 世帯内の国保加入者の人数 × 均等割額
- 平等割** 1世帯につき平等割額が課税されます。



ご理解をお願いするのじゃ。

問い合わせ先 税務課市民税係 ☎ 1311 ☎ 1186

消費税率引上げに伴う水道料金改正

4月1日から消費税率が8%になるため、水道料金も変わります。  
 詳しくは、市ホームページをご覧ください。  
 なお、料金については「水道使用量のお知らせ(検針票)」でも確認できます。

問い合わせ先 水道課管理係 ☎ 1311 ☎ 1292



## 国民健康保険税の税率改正

本市の国保制度は、地域住民の医療を確保する制度として、国民皆保険制度の基幹的役割を果たす重要な役割を担っているものであり、将来に渡り持続可能なものにしていかなければなりません。

しかしながら、現状の国保財政運営は、さまざまな要因から被保険者数や国保税収入は減少するものの、医療費総額は年々増加する一方です。また、75歳以上の医療費も国保と同様に伸び続けていることから、後期高齢者医療制度を支えるための支援金拠出額も増え続けています。

そのため、市の国保財政は平成21年度以降赤字で基金残高も底をつき、今後3年間は毎年約1億5,000万円の赤字が見込まれるなど非常に厳しい財政状況を強いられています。

これまで市では、国保加入者の負担をできる限り抑えるため5年間税率を据え置いてきましたが、安定した国保運営を継続するためにも税率を改正することとなりました。

〈平成25年第4回市議会定例会（平成25年12月開催）において可決〉


市では国保税確保に向けた取組みや健診・予防事業、ジェネリック医薬品の利用促進などで医療費の抑制を図りながら、国保の安定運営に努めていきます。ご理解とご協力をお願いします。

### 税率改正のポイント

- ①国保加入者が減少する中で、医療費総額が増加していることから、医療分の税率見直しを主に行う。
- ②資産割の負担がやや高いことから資産割の見直しを行う。
- ③社会情勢を考慮したうえで、財源不足約1億5,000万円のうち3分の1程度の財源を国保税で確保する。
- ④不足する財源は、一般会計から補てんする。


税率		平成25年度 (改正前)	平成26年度 (改正後)	増減
医療分	所得割	6.40%	7.80%	1.40%
	資産割	22.70%	20.7%	△2.00%
	均等割	15,000円	17,600円	2,600円
	平等割	17,000円	19,800円	2,800円
後期高齢者支援分	所得割	2.20%	2.30%	0.10%
	資産割	7.30%	5.30%	△2.00%
	均等割	5,000円	5,000円	据え置き
	平等割	5,500円	5,500円	据え置き
介護納付分	所得割	1.10%	1.30%	0.20%
	資産割	7.00%	5.00%	△2.00%
	均等割	6,000円	6,000円	据え置き
	平等割	3,500円	3,500円	据え置き





## MBCのチャンネルで d ボタンをピッ!

「自治体情報」を選択すると、市からのお知らせやイベント情報などがわかる。内容は週1回更新。  
 ※災害等の緊急時は随時更新。  
 現在の最新情報がすぐに見られる!ぜひご覧ください。  
 問い合わせ先 総務課広報係 ☎1311 ☎1116



ピッ